

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
将来の装甲車両に関する調査役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.8	A. T. カーニー株式会社 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウンタワー23階	4010401004058	制限付一般競争	13,086,700	12,999,999	99.3%				
次期民間海上輸送力活用事業に係る 事業支援役務（その2） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.9	PwCアドバイザー合同会社 東京都千代田区大手町1-1-1	7010001067262	制限付一般競争	136,950,000	65,340,000	47.7%				
米国製装備品等の維持整備事業等への 国内防衛産業の参画促進のための 役務（インダストリーデー） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.12	株式会社日本旅行 東京都中央区日本橋1-19-1	1010401023408	一般競争	36,201,000	25,183,730	69.5%				
装備品に関する教育（招へい）に係る 支援役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.17	株式会社JTB 霞が関事業部 東京都千代田区霞が関3-2-5	8010701012863	制限付一般競争	33,334,000	19,725,000	59.1%				
新たな艦船設計に伴う船舶設計基準 の改正（案）に関する基礎資料の作成 （その2） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.19	一般財団法人日本海事協会 東京都千代田区紀尾井町4-7	7010005016678	一般競争	33,719,400	32,017,731	94.9%				
有識者ヒアリングを活用した先端技術 等に関する調査役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.19	株式会社シード・プランニング 東京都文京区湯島3-1-9-11	9010001144299	制限付一般競争	7,480,000	5,368,000	71.7%				
民生分野の大量生産技術に着目した 機能・装備を早く創る技術に関する 調査分析（長距離・損耗許容型UAV） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.19	カワサキモーターズ株式会社 兵庫県明石市川崎町1-1	7140001120470	一般競争	21,012,200	20,240,000	96.3%				
輸入調達調査役務（その1） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.31	公認会計士細川事務所 東京都千代田区麹町1-6-9	-	一般競争	1,271,600	1,232,000	96.8%				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
輸入調達調査役務（その2） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.31	公認会計士細川事務所 東京都千代田区麹町1-6-9	-	一般競争	1,210,000	1,069,200	88.3%				
輸入調達調査役務（その3） 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	R6.7.31	株式会社コンフォートコンサルティング 東京都中央区東日本橋3-7-7	5010001144897	一般競争	1,271,600	1,210,000	95.1%				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。